

○総務省告示第四百七十三号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条第四項、第四十九条の六の九第一項第二号ロ及びハ、別表第二号第12の5(5)並びに別表第三号17(3)の規定に基づき、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるものの技術的条件を次のように定め、平成二十六年一月一日から施行する。

平成二十五年十二月二十五日

総務大臣 新藤 義孝

一 設備規則第十四条第四項の総務大臣が別に告示する空中線電力の許容偏差のうち、陸上移動局がキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合のものは、同時に送信する二の搬送波の空中線電力の和の定格の出力に対する許容偏差が、次の表の上欄及び中欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信する二の搬送波の周波数	送信装置	許容偏差	
		上限（パーセント）	下限（パーセント）
九〇〇MHzを超え九一五MHz以下	複数の空中線から同一の周波数の電波を送信するもの	八七	五八

それ以外のもの

八七

四七

注 複数の空中線から同時に電波を送信する送信装置にあつては、各空中線系の給電線に供給される電力の総和の偏差がこの表に掲げる許容偏差を満たすこと。

二 設備規則第十四条第四項の総務大臣が別に告示する空中線電力の許容偏差のうち、基地局が使用する周波数帯（七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数帯をいう。以下この項において同じ。）を含む複数の周波数帯の搬送波を同時に受信することができる陸上移動局の送信設備のものは、次の表の上欄に掲げる送信設備の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備		許容偏差（注）	
		上限（パーセント）	下限（パーセント）
陸上移動局の送信設備（ 複数の空中線から同一の 周波数の電波を送信する ものを除く。）	七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合	八七	五八
	八一五MHzを超え八三〇MHz	八七	六七

陸上移動局の送信設備（ 複数の空中線から同一の 周波数の電波を送信する ものに限る。）	MHz以下の周波数の電波 を送信する場合		
	その他の周波数の電波 を送信する場合	八七	五三
	八一五MHzを超え八三〇 MHz以下の周波数の電波 を送信する場合	八七	七四
	その他の周波数の電波 を送信する場合	八七	六一

注 陸上移動局がキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合は、同時に送信する二の搬送波の空中線電力の和の定格の出力に対する許容偏差とする。

三 設備規則第四十九条の六の九第一項第二号口の総務大臣が別に告示する隣接チャンネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。

1 基地局の送信装置

(1) 一の搬送波を送信する送信装置

次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波

数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅の周波数範囲に放射される平均電力が、搬送波の電力よりも四四・二デシベル以上低い値又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅に放射される平均電力が(一)一三dBm(電力の一ミリワットに対する比をデシベルで表したものをいう。以下同じ。)以下の値であること。

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	周波数幅 (MHz)
五	五	四・五
	一〇	四・五
	七・五	三・八四
	一〇	九
	一二・五	三・八四
	二〇	九
	一〇	三・八四
	一五	一三・五
	三〇	一三・五
	一二・五	三・八四
二〇	一七・五	三・八四

	二〇	一八
四〇		一八

注1 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に隣接チャネル漏えい電力の許容値を適用する。

(2) 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置

ア 同時に送信する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数及び最も低い周波数より低い周波数

複数の搬送波を送信した状態で、同時に送信する搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波のチャネル間隔（搬送波のチャネル間隔とは、当該搬送波の周波数を使用する無線局の無線設備のチャネル間隔をいう。以下同じ。）に応じた(1)の許容値を適用する。この場合において、搬送波の電力よりも四四・二デシベル以上低い値は、当該最も高い周波数の搬送波又は当該最も低い周波数の搬送波の電力よりも四四・二デシベル以上低い値とする。

イ 同時に送信する複数の搬送波の間の周波数

同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲においては、次の表の上欄に掲げる間隔周波数に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする三・八四MHz幅の周波数範囲において輻射される平均電力が同表の下欄に掲げる隣接チャネル漏えい電力の許容値以下の値又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dBm以下の値であること。

間隔周波数 (注1)	離調周波数 (注2) (MHz)	隣接チャネル漏えい電力の許容値
五MHz以上一〇MHz以下	二・五	(一) 四四・二dBc (注3)
一〇MHzを超え一五MHz未満	二・五	(一) 四四・二dBc (注3)
一五MHz以上二〇MHz未満	七・五	(一) 四四・二dBc (注3)
満	七・五	(一) 四四・二dBc (注3)
二〇MHz以上	二・五	(一) 四四・二dBc (注4)
	七・五	(一) 四四・二dBc (注4)

注1 低い周波数の搬送波の送信周波数帯域の上端から高い周波数の搬送波の送信周波数帯域の下端までの差の周波数をいう。

2 低い周波数の搬送波の送信周波数帯域の上端又は高い周波数の搬送波の送信周波数帯域の下端から隣接チャンネル漏えい電力の測定帯域の中心までの差の周波数をいう。

3 dBcは、電力の搬送波電力（同時に送信する複数の搬送波の電力の総和とする。）に対する比をデシベルで表したものとす。

4 dBcは、電力の搬送波電力（低い周波数の搬送波又は高い周波数の搬送波のうち、離調周波数の起点とした周波数が属する搬送波の電力とする。）に対する比をデシベルで表したものとす。

2 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置

(1) 一の搬送波を送信する送信装置

次のアの表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に放射される平均電力について、同表の四の欄に掲げる許容値又は次のイの表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に放射される平均電力について、同表の四の欄に掲げる許容値を適用する。

ア 一ミリワットを○デシベルとしたデシベル表示による隣接チャンネル漏えい電力の許容値

チャンネル間隔（MHz）	離調周波数（MHz）	周波数幅（MHz）	隣接チャンネル漏えい電力の許容値
--------------	------------	-----------	------------------

チャンネル間隔 (MHz)		離調周波数 (MHz)		周波数幅 (MHz)		隣接チャンネル漏えい電力の許容値	
五	五	五	三・八四	(二)	三二・二	(二)	三二・二
一〇	五	一〇	四・五	(二)	二九・二	(二)	二九・二
一〇	七・五	七・五	三・八四	(二)	三五・二	(二)	三五・二
一五	一〇	一〇	九	(二)	二九・二	(二)	二九・二
一五	一二・五	一二・五	三・八四	(二)	三五・二	(二)	三五・二
二〇	一〇	一〇	三・八四	(二)	三二・二	(二)	三二・二
二〇	一五	一五	三・八四	(二)	三五・二	(二)	三五・二
二〇	一二・五	一二・五	一三・五	(二)	二九・二	(二)	二九・二
二〇	一七・五	一七・五	三・八四	(二)	三五・二	(二)	三五・二
二〇	二〇	二〇	一八	(二)	二九・二	(二)	二九・二

注1 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャンネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2 dBc は、電力の搬送波電力に対する比をデシベルで表したものをいう。

(2) 連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置

九〇〇MHzを超え九一五MHz以下の連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、次のアの表の一の欄に掲げるチャンネル間隔の組合せに応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力について、それぞれ同表の四の欄に掲げる許容値又は次のイの表の一の欄に掲げるチャンネル間隔の組合せに応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力について、それぞれ同表の四の欄に掲げる許容値を適用する。

ア 一ミリワットを〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャンネル漏えい電力の許容値

同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せ	離調周波数 (MHz)				周波数幅 (MHz)	隣接チャンネル漏えい電力の許容値
	〜	七・四	九・八	一一・四		
五MHzと五MHzの組合せ					三・八四	(一) 五〇dBm
					九・三	(一) 五〇dBm
					三・八四	(一) 五〇dBm
五MHzと一〇MHzの組合せ					三・八四	(一) 五〇dBm

一四・九五	一三・九五	(一) 五〇 dBm
一四・九七五	三・八四	(一) 五〇 dBm

注 離調周波数は、送信周波数帯域（同時に送信する連続する二の搬送波に属する送信周波数帯域の和をいう。）の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

イ 搬送波の電力を〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値

同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せ	離調周波数 (MHz)	周波数幅 (MHz)	隣接チャネル漏えい電力の許容値
五 MHz と 五 MHz の組合せ	七・四	三・八四	(一) 三二・二 dBc
	九・八	九・三	(一) 二九・二 dBc
	一二・四	三・八四	(一) 三五・二 dBc
	九・九七五	三・八四	(一) 三二・二 dBc
	一四・九五	一三・九五	(一) 二九・二 dBc
	一四・九七五	三・八四	(一) 三五・二 dBc
五 MHz と 一〇 MHz の組合せ	九・九七五	三・八四	(一) 三二・二 dBc
	一四・九五	一三・九五	(一) 二九・二 dBc
	一四・九七五	三・八四	(一) 三五・二 dBc

注 1 離調周波数は、送信周波数帯域（同時に送信する連続する二の搬送波に属する送信周波数帯域の和をいう。）の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周

波数までの差の周波数とする。

2 dBcは、電力の搬送波電力（連続する二の搬送波の電力の和とする。）に対する比をデシベルで表したものをいう。

四 設備規則第四十九条の六の九第一項第二号ハの総務大臣が別に告示する基地局の送信装置の相互変調特性は、次のとおりとする。

1 チャンネル間隔が五MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から（±）五MHz、（±）一〇MHz及び（±）一五MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

2 チャンネル間隔が一〇MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から（±）七・五MHz、（±）一二・五MHz及び（±）一七・五MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

3 チャンネル間隔が一五MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(±)一〇MHz、(±)一五MHz及び(±)二〇MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

4 チャネル間隔が二〇MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(±)一二・五MHz、(±)一七・五MHz及び(±)二二・五MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

五 設備規則第四十九条の六の九第二項第二号の総務大臣が別に告示する陸上移動局の送信装置がキヤリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合に使用する搬送波の周波数帯及び当該搬送波の数は、次の表の上欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

送信の種別	送信する搬送波の周波数帯	キヤリアアグリゲーション技術を用いて送信する最大の搬送波の数
同一周波数帯内で連続する搬送波による送信	九〇〇MHzを超え九一五MHz以下	二

六 設備規則別表第二号第12の5(5)の総務大臣が別に告示する陸上移動局がキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合に当該送信された複数の搬送波の全平均電力の九九パーセントが含まれる周波数の幅は、次の表の上欄に掲げる組合せに応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せ	周波数の幅
五MHzと五MHzの組合せ	九・八MHz以下
五MHzと一〇MHzの組合せ	一四・九五MHz以下

七 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示する帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

1 基地局の送信装置

離調周波数	不要発射の強度の許容値
五〇kHz以上五・〇五MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値 $-5.5 - 1.4 \times (\Delta f - 0.05) \text{ dBm}$ Δf は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数

<p>五・〇五 MHz 以上一〇・〇五 MHz 未満</p>	<p>±での差の周波数（単位MHz）とする。 任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）一二・五 dBm 以下の値</p>
<p>一〇・〇五 MHz 以上</p>	<p>任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）一三 dBm 以下の値。ただし、離調周波数が一〇・五 MHz 以上の場合において、一、四七五・九 MHz を超え一、五一〇・九 MHz 以下、一、八三九・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下又は二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下の周波数の電波を使用する基地局にあつては、任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）一三 dBm 以下の値とする。</p>

注1 基地局が使用する周波数帯の端から一〇 MHz 未満の周波数帯に限り適用する。

- 2 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。
- 3 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。
- 4 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置にあつては、次のとおりとする。

2

陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置

(1) 一の搬送波を送信する送信装置

(1) 同時に送信する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波に関するこの表の許容値を適用する。

(2) 同時に送信する複数の搬送波の間であつて、当該搬送波のうち一のものから一〇MHz未満の周波数範囲においては、各搬送波に関するこの表の許容値の総和を適用し、同時に送信する搬送波の間であつて、全ての搬送波から一〇MHz以上離れた周波数範囲においては、各搬送波に関するこの表の許容値を適用する。

チャンネル間隔	五MHz	不要発射の強度の許容値
離調周波数	一、〇〇〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三・五dBm以下の値
	一、〇〇〇kHz以上 五MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）八・五dBm以下の値
	五MHz以上六MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一一・五dBm以下の値

		一五 MHz				一〇 MHz			
満	五 MHz 以上一五 MHz未	五 MHz未満	一、〇〇〇 kHz以上	一、〇〇〇 kHz未満	未満	一〇 MHz以上一五 MHz	満	五 MHz以上一〇 MHz未	五 MHz未満
	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)
	(一) 一一・五 dBm以下の値	(一) 八・五 dBm以下の値	(一) 五 dBm以下の値	(一) 五 dBm以下の値	(一) 二・三・五 dBm以下の値	(一) 二・三・五 dBm以下の値	(一) 五 dBm以下の値	(一) 二・三・五 dBm以下の値	(一) 二・三・五 dBm以下の値
	(一) 一六	(一) 一六	(一) 一八	(一) 一八	(一) 一八	(一) 一八	(一) 一六	(一) 一六	(一) 一六

二〇 MHz	一、〇〇〇 kHz 未満	任意の三〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)一九・五 dBm 以下の値
一、〇〇〇 kHz 以上	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)	
五 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)	
五 MHz 以上二〇 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)	
満	任意の一・五 dBm 以下の値	
二〇 MHz 以上二五 MHz	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)	
未満	任意の一・五 dBm 以下の値	

注 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の端（送信周波数帯域に近い端に限る。）までの差の周波数とする。

(2) 連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置

九〇〇 MHzを超え九一五 MHz以下の周波数の搬送波の中から連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、当該連続する二の搬送波を送信した状態で、次の表の上欄に掲げる組

注 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の端（送信周波数帯域に近い端に限る。）までの差の周波数とする。

八 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示するスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

1 基地局の送信装置

	<p>五MHz以上一四・九五MHz未満</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）一一・五dBm以下の値</p>
<p>周波数 九kHz以上一五〇kHz未満</p>	<p>一四・九五MHz以上一九・九五MHz以下</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）三dBm以下の値</p>
<p>一五〇kHz以上三〇MHz未満</p>	<p>任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三dBm以下の値</p>	<p>任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三dBm以下の値</p>

<p>三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満</p>	<p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三dBm以下の値</p>
<p>一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満（一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下及び二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下を除く。）</p>	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）一三dBm以下の値</p>
<p>一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下</p>	<p>任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）四一dBm以下の値</p>
<p>二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下</p>	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）五二dBm以下の値</p>

注1 基地局が使用する周波数帯の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、

一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。

2 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

3 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置にあつては、当該複数の搬送波を送信した状態で、この表の許容値を適用する。この場合において、複数の空中線から同時に電波を送信

する送信装置にあつては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

- 2
- 七一一MHzを超え七四八MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、
 一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下
 又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局（携帯無線通信
 の中継を行うものを除く。）の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六dBm以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六dBm以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 （四七〇MHz以上七一〇MHz以下 、七七三MHz以上八〇三MHz以下 、八六〇MHz以上八九〇MHz以下 及び九四五MHz以上九六〇MHz以下を除く。）	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六dBm以下の値

四七〇MHz以上七一〇MHz以下	<p>1 七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>任意の六MHzの帯域幅における平均電力が(一)二六・二dBm以下の値</p> <p>2 1に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六dBm以下の値</p>
七七三MHz以上八〇三MHz以下	<p>1 七一八MHzを超え七四八MHz以下又は一、七四四・九MHzを超え一、七四九・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇dBm以下の値</p> <p>2 1に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六dBm以下の値</p>
八六〇MHz以上八九〇MHz以下	<p>1 八一五MHzを超え八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を使用するもの</p>

<p>一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満（一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下、一</p>	<p>九四五MHz以上九六〇MHz以下</p>	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇dBm以下の値</p>	<p>1 七一八MHzを超え七四八MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は一、七四四・九MHzを超え一、七四九・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値 2 1に掲げる以外のもの 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六dBm以下の値</p>	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）四〇dBm以下の値 2 1に掲げる以外のもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値</p>
--	-------------------------	---	--	---

<p>、八三九・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下を除く。）</p>	<p>一、四七五・九MHz以上一、四九六MHz未満</p>
<p>1 七三七・九五MHzを超え七四八MHz以下又は一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの（チャンネル間隔が五MHzのものに限る。）</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇dBm以下の値</p> <p>2 一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの（チャンネル間隔が一〇MHz、一五MHz又は二〇MHzのものに限る。）</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）</p>	

	<p>一、四九六MHz以上一、五一〇・九MHz以下</p>
<p>三五dBm以下の値</p> <p>3 1及び2に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇dBm以下の値</p>	<p>1 一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの(チャンネル間隔が五MHzのものに限る。)</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇dBm以下の値</p> <p>2 一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの(チャンネル間隔が一〇MHz、一五MHz又は二〇MHzのものに限る。)</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三五dBm以下の値</p> <p>3 1及び2に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)</p>

<p>一、八三九・九MHz以上一、八四四・九MHz未満</p>	<p>五〇dBm以下の値</p> <p>1 一、七四四・九MHzを超え一、七四九・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇dBm以下の値</p> <p>2 1に掲げる以外のもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇dBm以下の値</p>
<p>一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下</p>	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇dBm以下の値</p>
<p>一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下</p>	<p>任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一dBm以下の値</p>
<p>二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下</p>	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇dBm以下の値</p>
<p>二、一一〇MHz以上二、一五四MHz未満</p>	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇dBm以下の値</p>

二、一五四 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下

1 七一九 MHz を超え七二三・三三 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの

任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一)

三〇 dBm 以下の値

2 1 に掲げる以外のもの

任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一)
五〇 dBm 以下の値

注 1 九 kHz 以上四七〇 MHz 未満、七一〇 MHz を超え七七三 MHz 未満、八〇三 MHz を超え八六〇 MHz 未満、八

九〇 MHz を超え九四五 MHz 未満、九六〇 MHz を超え一、四七五・九 MHz 未満、一、五一〇・九 MHz を超

え一、八三九・九 MHz 未満、一、八七九・九 MHz を超え一、八八四・五 MHz 未満、一、九一五・七

MHz を超え二、〇一〇 MHz 未満、二、〇二五 MHz を超え二、一一〇 MHz 未満及び二、一七〇 MHz を超え

一二・七五 GHz 未満の周波数帯については、五 MHz をチャネル間隔とする送信装置にあつては送

信周波数帯域の中心周波数から一二・五 MHz 以上、一〇 MHz をチャネル間隔とする送信装置にあ

つては送信周波数帯域の中心周波数から二〇 MHz 以上、一五 MHz をチャネル間隔とする送信装置

にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二七・五 MHz 以上、二〇 MHz をチャネル間隔とする

送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から三五 MHz 以上離れた周波数帯に限り、表

の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。

2 注1の規定にかかわらず、 900MHz を超え 915MHz 以下の周波数の中から連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、 860MHz 未満又は 890MHz を超える周波数帯において、送信周波数帯域（当該連続する二の搬送波に属する送信周波数帯域の和をいう。）の中心周波数から、同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せが 5MHz と 5MHz の組合せの場合は 19.7MHz 以上離れた周波数帯、当該チャンネル間隔の組合せが 5MHz と 10MHz の組合せの場合は 27.425MHz 以上離れた周波数帯に限り、表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。